

## 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書

本契約の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

本特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特約の記載内容を優先して適用する。

- 1 乙は、乙が本業務において甲に引き渡した成果物である著作物（以下「新規著作物」という。）の著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を甲に無償で譲渡する。
- 2 乙は、甲及び新規著作物と乙が従来より有している著作物（以下「既存著作物」という。）を利用する第三者（以下「利用者」という。）に対し、一切の著作者人格権を行使しない。
- 3 新規著作物の中に既存著作物が含まれている場合、その著作権は乙に留保されるが、可能な限り、甲が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。また第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、乙は可能な限り、甲が利用者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。成果物納品の際には、利用者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、利用者が二次利用をできない箇所についてはその理由についても付するものとする。
- 4 乙は、新規著作物および既存著作物が第三者の知的財産権及び、その他の権利を侵害しないことを保証する。